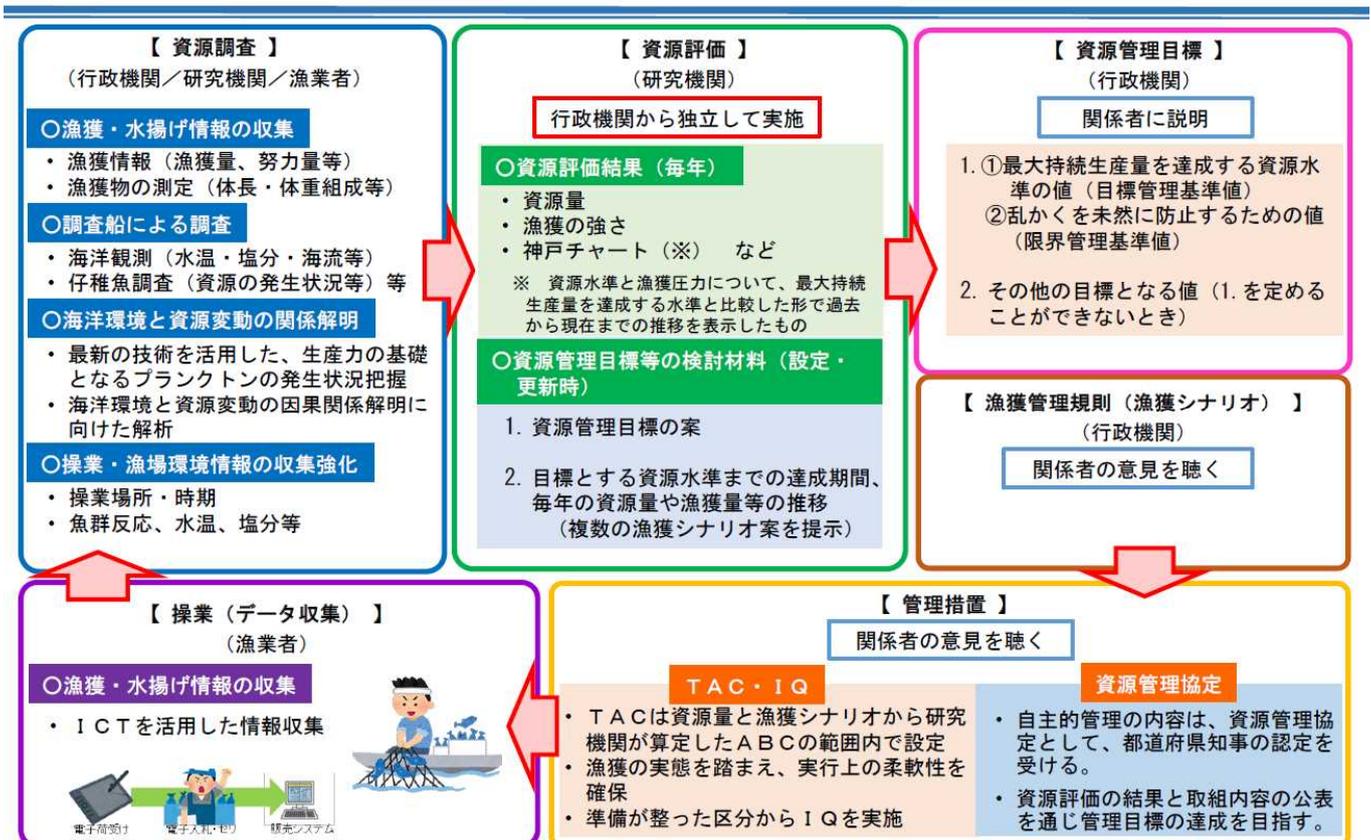
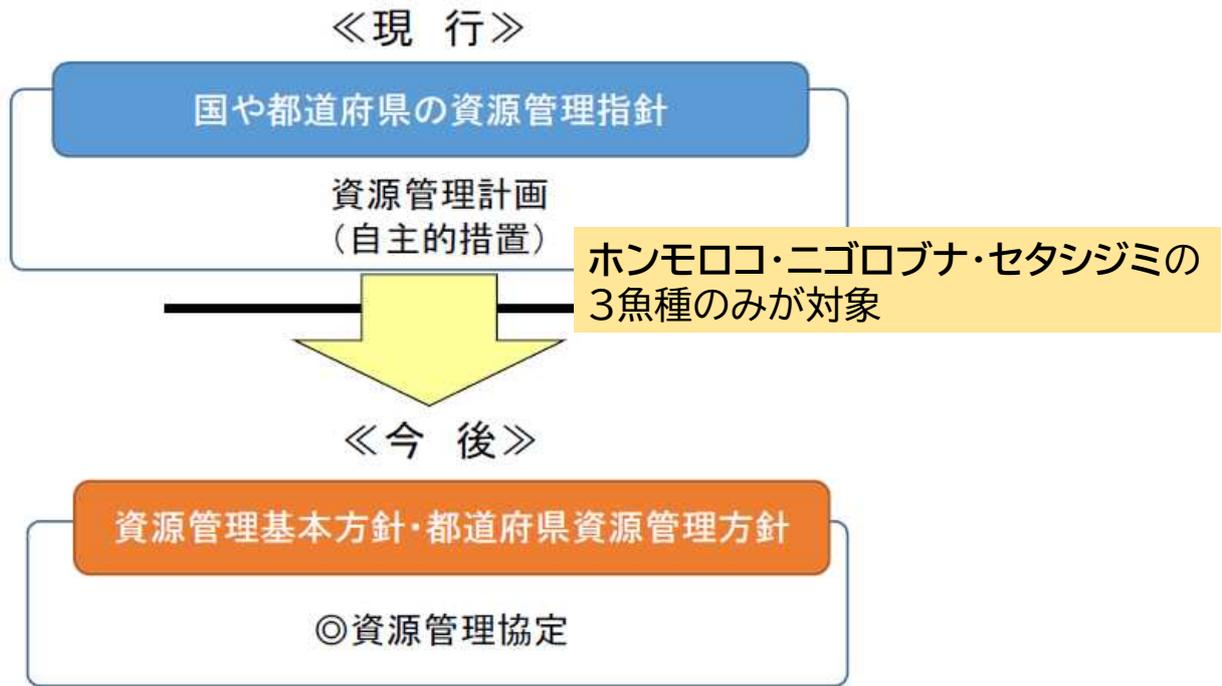


新たな資源管理について ～資源管理協定への移行に向けて～

新たな資源管理の流れ

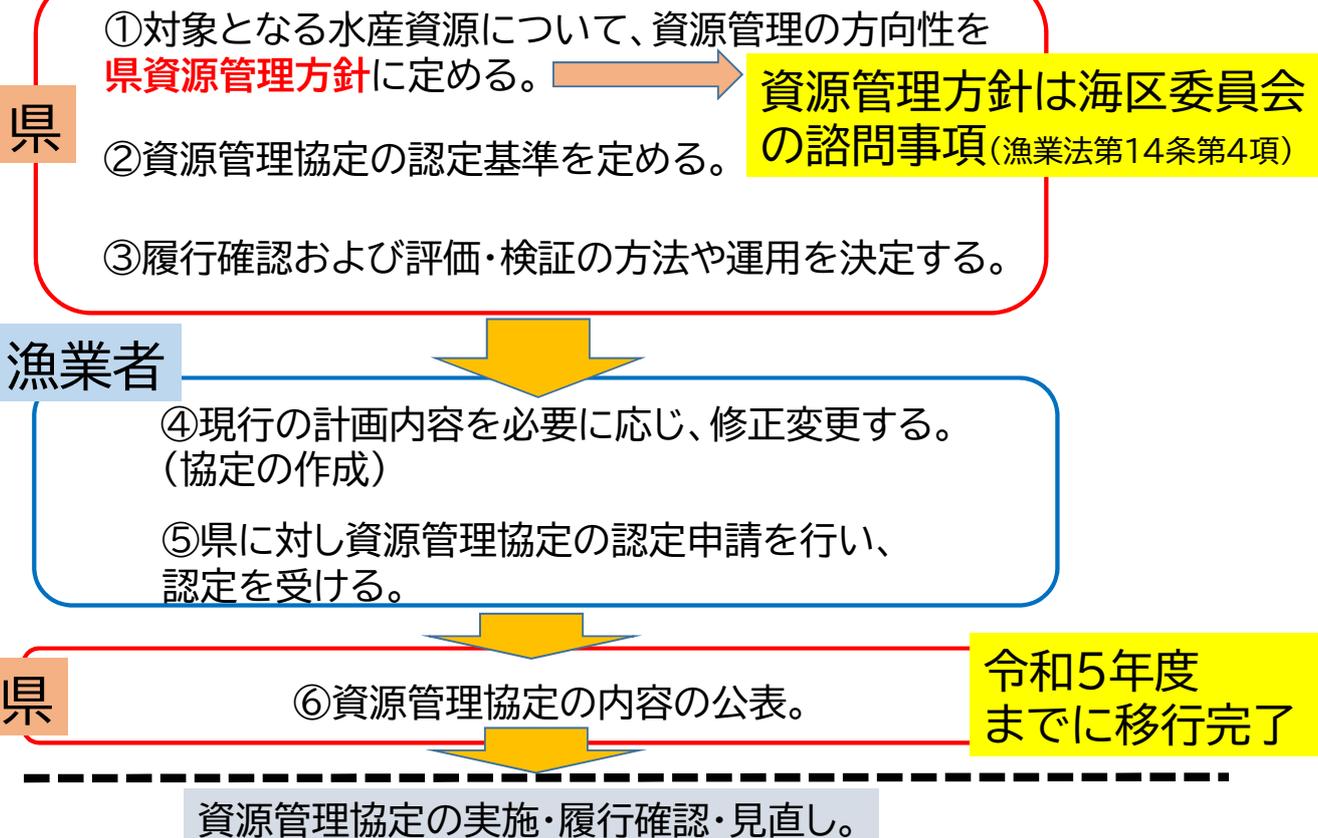


資源管理指針・計画から、資源管理方針・協定へ



ホンモロコ・ニゴロブナ・セタシジミの3魚種に加えて、新たにアユ・ビワマスについても検討

資源管理方針・協定への移行順序



県資源管理方針に記載する内容

(漁業法第14条第2項及び国通知)

第1 資源管理に関する基本的な事項

- ・漁業の状況
- ・県の責務

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分 →該当なし

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 →該当なし

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法 →該当なし

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- ・特定水産資源以外の水産資源
- ・漁業者自身による自主的な取組

第6 その他資源管理に関する重要事項

- ・漁獲量等の情報収集
- ・資源管理の進め方
- ・種苗放流等の取組
- ・遊漁者に対する指導
- ・その他

第7 方針の検討

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針(5魚種の別に作成)

- ・水産資源 **⇒ニゴロブナ、ホンモロコ、セタジミ、アユ、ビワマス**
- ・資源管理の方向性 **⇒資源管理目標=目標とする資源水準**
- ・漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 **⇒協定締結、取組の検証**

※特定水産資源

漁獲可能量による管理を行う水産資源

資源管理目標の設定

・資源管理協定の対象となる水産資源について、**資源管理目標を設定する。**

・目標設定にあたっては、漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め利用可能な最善の科学情報を用いて資源管理目標を設定する。

・現在、県の資源管理指針が対象としている資源は、県の資源管理方針に「資源管理の方向性」として定める。

現在、各魚種において資源管理の方向性(目標)を検討

資源管理協定とは(基本原則)

- ①資源管理目標を達成する主要手段となる、漁業者自身による自主的な資源管理(自主的資源管理)を定めたもの。
- ②都道府県基本方針に基づき、漁業者が水産資源ごと又は漁業種類ごとに締結する。
- ③県基本方針の対象となる資源は、現在の資源管理指針で対象とされている地域の重要水産資源を記載し、そのほか、資源管理協定を締結するために必要なものを含むものとする。
→ホンモロコ・ニゴロブナ・セタジミの3魚種は必須
- ④資源管理協定の有効期間は、5年を上回らない期間とする。
- ⑤資源管理協定に参加する複数の者で協定を締結する。
→現在、計画を漁協1者で作成しているため、計画に参加している複数の者で協定を締結することになる。

資源管理協定への移行(内容の変更①)

《記載事項に関する資源管理計画と資源管理協定の比較》

資源管理計画	資源管理協定
計画の目的	(規定なし)
対象海域及び対象資源	対象水域、水産資源の種類、漁業の種類
資源管理目標及びそれを達成する措置	対象資源の保存及び管理の方法
取組期間	協定の有効期間
管理体制、管理内容及び違反の場合の措置等	協定に違反した場合の措置
計画の参加、脱退	協定参加、又は協定から脱退する者に関する事項
計画の変更及び廃止	協定の変更又は廃止の場合の手続き
参加者名簿	(協定の認定申請書に添付)
その他(計画参加者が取り組むべき事項等)	(規定なし)
(新規)	あつせんすべきことを求める場合の手続き

【あつせんすべきことを求める場合の手続の例】

法第126条第1項の規定に基づき県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

内容変更の方向性(内容の変更②)

- ・都道府県管理方針に照らして適当なものであること。
- ・不当に差別的にはないこと。

↑ 県漁業調整規則、委員会指示、漁業許可条件などの取組以外のもの

- ・公的管理以外に対象資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること。

↑ 資源管理方針に定める資源管理目標の達成を促進し、実質的に漁獲量または漁獲努力量の削減に資するもの、もしくは、資源回復に寄与するもの

- ・以下の内容が、協定に参加する者に過重な負担を課すものではないこと。
 - ①対象資源の保存及び管理の方法
 - ②協定に違反した場合の措置
 - ③協定参加、または協定から脱退する者に関する事項
 - ④協定の変更または廃止の場合の手続き
 - ⑤あつせんすべきことを求める場合の手続き

公的管理以外の資源管理措置

資源管理措置	履行確認手段(例)
休漁	操業日誌 市場荷受伝票 漁協仕切伝票
係船休漁	停泊時写真
漁獲量規制	操業日誌 市場荷受伝票 漁協仕切伝票
区域、期間別	漁協作成各漁業者別の漁獲量
操業時間制限	各漁協記録の日別、操業時間簿(出漁時刻、港時刻)
漁具規制 (光力、網目、漁具数)	漁具、操業設備の写真
操業区域規制	GPS、VMSなどの記録
漁獲物規制 (体長制限、産卵親魚採捕制限)	市場や漁協の再放流データ 操業日誌 市場水揚伝票
種苗放流	種苗放流に要した経費を負担した証拠書類 種苗放流に参加した証拠書類
藻場干潟整備など	干潟造成等に参加した証拠書類

今後、履行確認をしていく必要がありますが、公的管理以外の資源管理措置は赤枠の事例があります。

今後のスケジュール

